

# 諫早湾の水門開放から有明海の再生へ

よみがえれ！有明訴訟弁護団  
弁護士 堀 良一

## 1 有明海とはどんなところか



### 有明海の自然

- ・ 豊饒の海・・瀬戸内海と並ぶ漁獲高
- ・ 特産種・準特産種の宝庫
- ・ 特産種や準特産種を食する独特の文化  
ワラスボ・メカジヤ、ワケ、ムツゴロウ

### 有明海の価値を支える自然的条件

- ・ 南北に長く入り組んだ九州最大の内湾  
・・ 1700 km<sup>2</sup>
- ・ 閉鎖性の強い内湾
- ・ 浅海域・・ 平均水深 20m
- ・ 大きな潮汐・・・ 中央部で 5～6m  
湾奥部で 6～7m
- ・ 早い潮流とこれによる攪拌作用
- ・ 有明粘土に由来する「ガタ」による大規模な泥質干潟と浮泥の存在
- ・ 諫早湾干潟は有明海の稚仔魚の生育場  
・・・ 有明海のゆりかご、泉水海

## 2 諫早湾干拓事業の概要

### (1) 事業目的

- ① 防災機能の強化>高潮・洪水・常時の排水不良等に対する防災機能の強化を図る。
- ② 優良農地の造成>かんがい用水が確保された大規模で平坦な優良農地を造成し、生産性の高い農業を実現する。

- (2) 締切面積：約 3500ha  
造成地：約 942ha（農用地等 約 816ha，うち農地 670ha）  
調整池：約 2600ha
- (3) 事業費 2530 億円
- (4) 営農計画 露地野菜、施設野菜、施設花き、酪農、肉用牛

### 3 有明海異変と諫早湾干拓事業

- ・諫早湾干潟と浅海域の喪失→水質浄化機能の喪失・汚濁負荷の増大
  - ・地形の変化と海洋構造の変化→潮流が遅くなる・成層の形成



- ・浮泥の減少
  - ・底質の悪化
  - ・貧酸素水塊
  - ・赤潮
  - ・稚仔魚の生育の場の喪失

### 4 宝の海の再生をめざす運動と訴訟の経過

#### (1) 訴訟までの経過

- 1989 年 着工→諫早湾内におけるタイラギの不漁などの悪影響
- 1997 年 4 月 14 日 潮受堤防締め切り  
→被害は有明海全域に・有明海異変の発生
- 2000 年 12 月～2001 年 1 月 ノリ養殖業の歴史的不作
- 2001 年 1 月 1 日 大規模な漁船デモ
- 2001 年 3 月 ノリ第 3 者委員会活動開始
- 2001 年 12 月 19 日 ノリ第 3 者委員会，短期・中期・長期の開門調査を提言
- 2002 年 4 月 14 日～5 月 20 日 短期開門調査
- 2002 年 11 月 26 日 よみがえれ！有明訴訟提訴

#### (2) 開門判決確定までの経過

- 2002 年 11 月 26 日 よみがえれ！有明訴訟提訴

2004年5月11日 農水大臣の中・長期開門調査やらない声明  
諫干タブーの有明海再生事業が本格化

2004年8月26日 佐賀地裁の工事中止仮処分命令

2005年5月16日 福岡高裁で仮処分命令が覆る

2008年3月 干拓事業終了

2008年4月 干拓地営農の開始

2008年6月27日 佐賀地裁の開門判決

2010年12月6日 福岡高裁の開門判決

2010年12月20日 開門判決確定

## 5 開門の意義

### (1) 調整池の解消

- ・汚濁負荷源がなくなる
- ・干潟の復活・・・浄化機能，稚仔魚の生育場の復活

### (2) 有明海の海洋構造の部分的復活

- ・潮流の回復，成層化防止，底質への影響，赤潮・貧酸素の解消

### (3) 中長期開門調査による宝の海復活への本格的研究の推進

## 6 開門をめぐるせめぎ合いの今

### (1) 開門判決確定後の混乱状況

2011年4月 開門阻止訴訟と仮処分申立

2013年11月 長崎地裁の開門禁止仮処分命令

2013年12月20日 開門確定判決の履行期限  
強制執行（間接強制）申立

2014年1月 国が請求異議訴訟を提訴

2014年4月 佐賀地裁の開門間接強制決定

2014年6月 長崎地裁開門禁止の間接強制決定

2016年1月～2017年3月 長崎地裁での和解協議

2017年4月 長崎地裁の開門禁止判決

### (2) 国の対応

- ① 開門はしない・・・農水大臣が表明

- ・確定判決を守らない・・・三権分立を無視・・・憲政初の事態
  - ・長崎地裁の開門阻止判決というなれ合い訴訟の結果に対して控訴権を放棄
- ② 開門に代わる100億円の漁業基金案の押しつけ（再生事業の加速）
- ・過去10年で500億円を費やしても再生できなかった歴史
  - ・550億円をかけても改善しなかった調整池の水質問題を放置
  - ・漁業者団体の混乱と分断

(3) わたしたちの対応－農漁共存の段階的開門案

- ① 経験済みの短期開門調査レベルの開門から始める
- ② 長崎地裁の開門阻止判決を踏まえ、開門事前準備を徹底させる
- ③ 想定外の弊害に対応し、かつ、厳しい干拓地農業に対応するための農業基金

